

航空法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○ 航空法の一部を改正する法律（平成十七年七月六日法律第八十号）（抄）

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第八十三条の次に一条を加える改正規定、第九十四条の二及び第九十六条第三項の改正規定並びに第四百四十五条第十二号の次に一号を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 （略）

2・3 （略）